

7. 財政収支計画

【水道事業】

(単位:百万円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 予算	30年度 計画	31年度 計画	32年度 計画	33年度 計画
収益的収入	11,762	11,609	11,634	12,463	12,442	12,498	12,030	12,225	12,223	12,168	12,113
給水収益	11,330	11,197	11,164	11,117	11,133	11,118	10,855	11,020	10,985	10,940	10,888
給水負担金	229	243	297	310	298	350	190	193	197	200	200
他会計補助金	40	37	34	32	29	31	26	21	19	17	14
長期前受金戻入	-	-	-	866	856	829	843	829	837	827	827
その他収入	163	132	139	138	126	170	116	162	185	184	184
収益的支出	10,538	10,778	10,621	11,233	11,009	10,580	10,890	10,569	10,786	10,366	10,484
人件費	1,869	1,871	1,753	2,049	2,077	2,106	2,240	2,026	2,145	1,823	1,823
維持管理費	3,195	3,520	3,551	3,820	3,574	3,233	3,511	3,459	3,472	3,390	3,472
資本費	5,474	5,387	5,317	5,364	5,358	5,241	5,139	5,084	5,169	5,153	5,189
減価償却費	4,340	4,298	4,271	4,369	4,416	4,368	4,336	4,345	4,473	4,498	4,575
企業債利息	1,134	1,089	1,046	995	942	873	803	739	696	655	614
収益的収支差引	1,224	831	1,013	1,230	1,433	1,918	1,140	1,656	1,437	1,802	1,629
消費税調整額等	158	133	107	204	187	250	289	338	391	380	355
当年度純利益	1,066	698	906	1,026	1,246	1,668	851	1,318	1,046	1,422	1,274
資本的収入	2,958	2,481	2,318	2,438	1,987	1,112	2,374	2,374	2,187	2,113	2,140
国庫補助金	91	105	103	62	72	38	17	0	43	32	50
他会計補助金等	717	463	441	294	324	307	151	192	150	134	163
企業債	1,889	1,689	1,363	1,785	1,341	489	1,616	1,569	1,575	1,720	1,700
その他収入	261	224	411	297	250	278	590	613	419	227	227
資本的支出	8,370	6,674	6,494	6,806	6,447	6,692	7,895	7,837	7,920	7,881	7,944
建設改良費	4,274	3,571	3,340	3,508	3,288	3,634	4,721	5,392	5,441	5,222	5,200
企業債償還金	4,096	3,103	3,154	3,298	3,159	3,058	3,154	2,425	2,459	2,639	2,724
その他支出	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	20
資本的収支差引	△5,412	△4,193	△4,176	△4,368	△4,460	△5,580	△5,521	△5,463	△5,733	△5,768	△5,804
年度末資金残高	5,564	6,751	7,935	8,684	9,627	9,978	9,075	8,842	8,297	7,811	7,500
年度末企業債残高	50,097	48,683	46,891	45,378	43,560	40,991	38,714	37,858	36,974	36,055	35,030

【公共下水道事業】

(単位:百万円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 予算	30年度 計画	31年度 計画	32年度 計画	33年度 計画
収益的収入	7,835	7,560	7,504	9,082	9,114	8,845	8,531	8,614	8,577	8,473	8,455
下水道収益	6,527	6,474	6,420	6,456	6,498	6,475	6,352	6,422	6,404	6,376	6,346
他会計補助金	1,239	1,018	991	1,022	893	743	632	523	533	548	561
長期前受金戻入	-	-	-	1,516	1,530	1,478	1,474	1,502	1,473	1,451	1,451
その他収入	69	68	93	88	193	149	73	167	167	98	97
収益的支出	7,077	7,136	7,222	8,368	8,212	8,144	8,086	8,083	8,100	7,721	7,833
人件費	1,026	1,050	1,034	1,119	1,093	1,241	1,264	1,087	1,180	943	943
維持管理費	2,539	2,641	2,806	3,039	3,009	2,862	2,915	3,156	3,046	2,860	2,931
資本費	3,512	3,445	3,382	4,210	4,110	4,041	3,907	3,840	3,874	3,918	3,959
減価償却費	2,620	2,645	2,626	3,504	3,459	3,448	3,363	3,329	3,390	3,461	3,529
企業債利息	892	800	756	706	651	593	544	511	484	457	430
収益的収支差引	758	424	282	714	902	701	445	531	477	752	622
消費税調整額等	60	65	56	69	76	75	91	152	133	120	99
当年度純利益	698	359	226	645	826	626	354	379	344	632	523
資本的収入	2,821	2,228	2,230	1,814	1,658	1,285	2,494	2,350	2,353	2,338	1,990
国庫補助金	772	984	976	752	563	500	810	669	801	851	700
他会計補助金	63	49	185	83	54	44	29	14	3	3	3
企業債	1,908	1,158	986	837	950	696	1,466	1,454	1,415	1,397	1,200
その他収入	78	37	83	142	91	45	189	213	134	87	87
資本的支出	5,932	4,816	4,759	4,498	4,246	3,649	4,578	4,788	4,652	4,576	4,632
建設改良費	2,317	2,538	2,513	2,102	1,880	1,730	2,985	3,180	2,925	2,822	2,800
企業債償還金	3,615	2,278	2,246	2,396	2,366	1,918	1,586	1,592	1,651	1,737	1,815
その他支出	0	0	0	0	0	1	7	16	76	17	17
資本的収支差引	△3,111	△2,588	△2,529	△2,684	△2,588	△2,364	△2,084	△2,438	△2,299	△2,238	△2,642
年度末資金残高	2,056	2,565	3,089	3,161	3,725	4,341	4,839	4,958	5,227	5,662	5,686
年度末企業債残高	33,651	32,530	31,270	29,710	28,295	27,073	26,953	26,815	26,579	26,239	25,624

【工業用水道事業】

(単位:万円)

	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算	28年度 決算	29年度 予算	30年度 計画	31年度 計画	32年度 計画	33年度 計画
収益的収入	1,138	1,075	958	976	766	697	683	683	685	683	683
給水収益	1,124	1,061	945	949	739	672	662	662	664	662	662
長期前受金戻入	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	12
その他収入	14	14	13	15	15	13	9	9	9	9	9
収益的支出	1,074	1,041	926	942	717	638	670	670	667	631	633
人件費	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5
維持管理費	554	539	415	485	358	301	462	498	495	459	490
資本費	520	502	511	457	359	337	203	167	167	167	138
減価償却費	520	502	511	457	359	337	203	167	167	167	138
企業債利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支差引	64	34	32	34	49	59	13	13	18	52	50
消費税調整額等	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	64	27	32	34	49	59	13	13	18	52	50
資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	0	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良費	0	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支差引	0	△153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末資金残高	9,260	9,742	10,319	10,798	11,193	11,577	11,743	11,874	12,047	12,254	12,429

8. 事業評価

計画策定の実効を挙げるため、PDCAサイクルを用い、計画の達成度の評価、計画と実績のかい離及びその原因の分析などを行い、その結果を計画修正や次期経営計画の策定等の企業経営に反映させます。

PDCAサイクル



1. **Plan**（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する
2. **Do**（実施・実行）：計画に沿って業務を行う
3. **Check**（点検・評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する
4. **Act**（処置・改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

用 語 集

あ 行

一般会計からの繰入金〔 P. 8, 9, 24 〕

行政上、公益性の観点から、経費の負担区分に基づき一般会計において負担すべき経費です。毎年度、総務省から公営企業に対する繰出基準が示されています。

応急給水〔 P. 19 〕

地震、渇水及び配水施設の事故などにより、水道による給水が出来なくなった場合に、前もって決められた配水池や給水車などで飲料水を給水することです。

か 行

鹿児島市公共下水道事業基本構想〔 P. 2 〕

本市公共下水道事業が目指すべき方向と目標及びその実現方策等を示したものです。

鹿児島市水道ビジョン〔 P. 2 〕

本市水道事業が目指すべき方向と目標及びその実現方策等を示したものです。

簡易水道〔 P. 9, 12, 13 〕

計画給水人口が101人～5,000人の水道を指します。簡易水道事業は、施設が簡易ということではなく、計画給水人口の規模が小さいものを簡易と規定したものです。

環境負荷〔 P. 20 〕

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。

管更生工法〔 P. 18 〕

破損等によって機能が損なわれた下水道管の機能を耐荷力および耐久性が確保された管に回復させるための工法で、管の内面に樹脂等を塗布するライニング工法などがあります。

管網〔 P. 11 〕

網の目のように布設された管路のことです。

管路施設 [P. 9, 10, 11, 15]

水道では、水道管と弁などの設備を含めた施設で、下水道では、マンホールなどの設備を含めた施設です。

基幹管路 [P. 17]

水道管のうち、導水管（河川などの水を浄水場まで送る管）、送水管及び配水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないものをいう。）など主要な管路です。

危機管理 [P. 17]

テロ、事件、事故又は災害などの不測の事態に対して、被害を最小限にするための手段です。

企業債 [P. 4, 9, 23, 24]

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいいます。

救急告示病院 [P. 17]

厚生労働省の「救急病院等を定める省令」（昭和 39 年 4 月 10 日施行）に基づいて都道府県知事が認定した医療機関です。

給水区域 [P. 12]

水道事業者が厚生労働大臣の認可を受け、一般の需要に応じて給水を行うこととした区域です。

給水収益 [P. 26]

水道事業会計における営業収益の一つで、通常、水道料金として収入となる収益がこれにあたります。

給水人口 [P. 5]

給水区域内に居住し、水道によって給水を受けている人口をいいます。給水区域外からの通勤者や観光客等は給水人口に含まれません。

給水栓 [P. 10, 19]

給水装置の末端部に取り付けて、水の出口を開閉する器具で、一般に蛇口、水栓、カランなどとも呼ばれており、多くの種類があります。

給水負担金 [P. 26]

給水装置の新設又は改造をする場合に、当該工事に係る給水管に設置されるメータの口径により課される負担金です。

業務指標（P I）〔 P. 9, 15 〕

平成 17 年 1 月に日本水道協会が制定した「水道事業ガイドライン」で示された国内規格で、137 項目が示されています。この業務指標により、水道事業の現状を客観的・定量的に分析・評価することができます。

クリプトスポリジウム〔 P. 9, 12 〕

腸管に感染して下痢を起こす病原生物の一種で、大きさは 4～6 マイクロメートル（1 マイクロメートル＝0.001 ミリメートル）です。塩素に対して耐性が強く、塩素消毒では死滅しないため、厚生労働省は「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により、ろ過水濁度を 0.1 度以下に管理するなどの対策を求めています。

下水汚泥〔 P. 9, 20 〕

公共下水道の汚水を処理する過程で発生する泥状のものです。

下水道収益〔 P. 27 〕

下水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設としての下水道施設の使用について徴収する使用料のことで、通常、下水道使用料として収入となる収益がこれにあたります。

減価償却費〔 P. 26, 27 〕

上下水道施設（資産）を取得するために要した費用を、その耐用年数に配分した費用のことです。

減債積立金〔 P. 23 〕

企業債の償還に充てる目的で利益に応じて積み立てる積立金です。

建設改良費〔 P. 26, 27 〕

施設の新規取得、更新、改造に要する費用のことです。

工業用水道〔 P. 2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 13, 28 〕

製造業などの産業活動に供給される水で、原料用、製品処理・洗浄用、ボイラー用、冷却用などに使用されています。

更新〔 P. 2, 4, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 17, 22, 23, 24 〕

老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、再建設あるいは取り替えを行うことです。

国庫補助金〔 P. 4, 26, 27 〕

特定施策の実施の奨励や財政援助のため、国が地方公共団体に交付する補助金です。

さ 行

サツマソイル〔 P. 12, 20 〕

鹿児島市水道局が、処理施設から発生する汚泥脱水ケーキを約40日かけて好気性微生物により発酵させて作っている有機肥料のことです。（「薩摩の土」（＝サツマソイル）という意味で名付けられました。）

市街化区域〔 P. 14 〕

すでに市街地を形成している区域及び今後、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図らなければならない区域のことです。

紫外線照射設備〔 P. 12 〕

塩素に対して耐性が強く、塩素消毒では死滅しないクリプトスポリジウム等に紫外線を当てて処理する設備です。紫外線を照射することによって、クリプトスポリジウム等を不活化させます。

市政出前トーク〔 P. 20 〕

鹿児島市が全庁的に行っており、市の職員が地域の小学校、公民館などに出向いて、希望のテーマで分かりやすく市の取組みを説明し、意見交換しながら、いっしょにまちづくりを考える制度です。

指定管理者〔 P. 22 〕

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことです。

従前の管理委託制度では、地方公共団体が公の施設の管理を委託できるのは、一部の出資法人や公共的団体等に限定されていましたが、平成15年の地方自治法改正で設けられた指定管理者制度で、効率的・効果的に運営するノウハウを持っている民間企業にも公の施設の管理を行わせることができるようになりました。

資本的収入・支出〔 P. 26, 27 〕

収益的収入及び支出に属さない収入及び支出のうち、現金の収支を伴うもので、主に建設改良及び企業債に関する収入及び支出のことです。

資本費 [P. 26, 27]

収益的支出のうち上下水道施設の建設にかかった費用に係るもので、減価償却費と支払利息の総計のことです。

収益的収入・支出 [P. 26, 27]

企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のことです。

取水口 [P. 12]

河川からの水を浄水場や取水場に取り入れる入口です。

省エネルギー技術 [P. 9, 20]

同じ社会的・経済的効果を、より少ないエネルギーで得られるようにすることです。

浄水発生土 [P. 9, 20]

河川を水源として浄水処理する過程で発生する河川水に含まれる小さな砂などをいいます。

処理区域 [P. 3, 5, 9, 14]

公共下水道が整備され、排除された汚水を終末処理場により処理することができる旨の公示がされた区域です。

処理施設 [P. 9, 15, 18]

公共下水道に流された汚水を下水道管で集め、川や海などへ放流できるまできれいにする施設です。

新エネルギー [P. 9, 20]

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーの総称です。太陽光発電、小水力発電（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力発電、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがあります。

水源かん養林 [P. 12]

水源を保ち育て、河川流量を調節するための森林で、雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立ちます。

ストックマネジメント〔 P. 9, 11, 15 〕

膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、上下水道施設を計画的かつ効率的に管理する手法です。

節水機器〔 P. 2, 3 〕

従来よりも少ない水の量で使用できるトイレ、洗濯機などです。

送配水管〔 P. 10 〕

送水管及び配水管のことです。

送水管は、浄水場から配水池まで浄水を送る管路のことで、配水管は、お客さまに給水するため、配水池以降に設置されている管路のことです。

た 行

耐震化〔 P. 9, 17, 18 〕

上下水道施設を一定規模の地震に耐えられるようにすることです。

耐用年数〔 P. 4, 10 〕

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数です。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として必要なものです。上下水道施設の耐用年数は地方公営企業法で定められています。

ダウンサイジング〔 P. 9, 10 〕

上下水道施設の規模を人口の減少等に合わせ縮小することです。

第五次鹿児島市総合計画〔 P. 2, 5 〕

本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画で、平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間を計画期間としています。

第三者委託〔 P. 22 〕

平成 14 年に施行された改正水道法により創設された、水道の管理に関する技術上の業務を事業者及び需要者以外の第三者に委託する制度です。

地球温暖化〔 P. 2, 8, 20 〕

人間活動の拡大により、二酸化炭素・メタン・亜鉛化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加し、地球の表面温度が上昇することをいいます。

地方公営企業〔 P. 8, 22, 24 〕

地方公共団体が経営する企業のことです。上下水道事業や交通事業、ガス事業や公立病院事業などを行う自治体が多く、地方公営企業法が当然に適用される事業と条例によって地方公営企業法を適用させることができる事業があります。

地方公営企業は、住民の福祉の増進（公共性）と独立採算制の原則のもと、経済性の発揮（経済性）を経営の基本原則としています。

長期前受金戻入〔 P. 26, 27 〕

平成 26 年度予算から会計基準の見直しが適用され、収入において新たに「長期前受金戻入」を計上しました。これは、国からの補助金等により取得し、又は改良した上下水道施設の固定資産を減価償却する際、その費用に見合う分を収益化するものです。

貯水槽水道〔 P. 9, 13 〕

ビル・マンションなどの建物で、水道水をいったん受水槽に受けた後、ポンプで直接または高置水槽を経由して各階に給水している水道施設をいいます。

直結給水〔 P. 9, 13 〕

貯水槽（受水槽）を経由することなく給水する方式で、配水管の水圧を利用する直結直圧式給水と、ポンプで圧力を増す直結増圧式給水があります。

統合型GIS〔 P. 11, 16 〕

自治体において、庁内で共通に利用できる地図データ（道路、建物、河川、上下水道等）を一元的に整備・管理することにより、各部署が情報を共有・活用する仕組みです。

特定事業場〔 P. 12 〕

人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令第 1 条別表第 1 とダイオキシン類対策特別措置法施行令第 1 条別表第 2 で定められたものを特定施設といいます。この特定施設を設置している工場・事業場のことです。

独立採算制〔 P. 8, 24 〕

当該会計の事業収入で事業に必要な経費を賄うことをいいます。

な 行

内部留保資金〔 P. 8, 24 〕

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や利益によって、企業内部に留保される資金をいいます。一般的に、施設の更新や企業債の償還などの財源の一部に充てられています。

は 行

配水支管〔 P. 17 〕

配水管のうち、各家庭への給水引き込みのある管路のことで、口径 300 ミリメートル以下の配水管がこれに該当します。

P F I〔 P. 22 〕

「Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」のことで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

普及率〔 P. 10, 14 〕

水道においては、行政区域内の総人口に対する給水人口の割合のことです。

公共下水道においては、通常は行政区域内の総人口に対する処理区域内人口の割合で表しますが、面積普及率を用いる場合もあります。

包括委託〔 P. 22 〕

民間事業者に対して、一定の性能の確保を条件に施設の運転方法等の詳細については裁量に任せる、いわゆる性能発注方式のことです。

補償金免除繰上償還〔 P. 24 〕

借り入れた企業債を、補償金（繰上償還に伴い債権者が損失を受ける額）を支払うことなく期限前に繰り上げて償還することで、いわゆる前倒しで返済することです。

ま 行

万之瀬川水源基金〔 P. 12 〕

昭和 57 年に鹿児島県と鹿児島市の出資により設立された公益財団法人で、万之瀬川流域の森林整備に関する事業を行うことにより、水源のかん養等を図り、水資源の安定的確保などに寄与することを目的としています。

水安全計画〔 P. 9, 19 〕

WHO（世界保健機関）が提案する「水源から蛇口までの弱点などを分析評価し、適切に対応することにより、水の安全を確保するための包括的な計画」のことです。

面整備〔 P. 3 〕

一般家庭などから排出される汚水を集める下水道管の整備をすることです。

や 行

有効率〔 P. 9, 22 〕

有効水量（有収水量と水道事業内部の事業用水量などの合計）を給水量で除したものをいいます。水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標です。漏水が多く発生すると有効率は下がります。有効率の向上は経営上の目標となっています。

有収水量〔 P. 3 〕

料金徴収の対象となった水量のことです。

予防保全〔 P. 11, 13, 15 〕

設備や機器などの使用中の故障、大規模な事故等の発生を未然に防止する為の保全方法のことです。

ら 行

ライフサイクルコスト〔 P. 11, 15 〕

施設における初期建設費用とその後の維持管理更新費用等を含めた生涯費用の総計（トータルコスト）のことです。

ライフライン〔 P. 5 〕

生命維持や生活に不可欠な電気・ガス・上下水道などの施設のことです。

利益剰余金〔 P. 23 〕

営業活動によって生じた利益を源泉とした剰余金です。

利益積立金〔 P. 23 〕

営業活動によって生じた欠損金（いわゆる赤字）を埋めることを目的として、利益に応じて積み立てる積立金です。

リスク〔 P. 19 〕

「危機」のことで、上下水道事業においては、地震、濁水、風水害等の自然災害や火災、水質汚染等の人為災害のほか、施設や機器の破損、故障などが考えられます。

（日本水道協会発行「水道用語辞典」などを参照。）

**鹿児島市上下水道事業経営計画
平成29年度見直し版**

平成24年3月策定
平成27年3月見直し
平成30年3月見直し

編集 鹿児島市水道局総務部経営管理課
鹿児島市鴨池新町1番10号
電話：099-213-8507（直通）